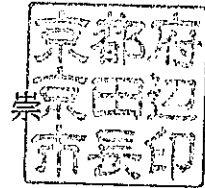


書式第2号（農業振興地域整備計画を変更したときの公告文）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、京田辺農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告し、当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和6年11月8日

京田辺市長 上 村



1 縦覧期間

令和6年11月8日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

京田辺市役所農政課及び農政課ホームページ

※ 農政課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

ただし、開庁時間の正午から13時は、除く。

意見書の要旨及び当該意見の処理結果

意見の要旨及び処理結果		意見の要旨	意見の数	処理結果
		—	0	—

※処理結果区分

- A：対応（反映）済み → 市町村整備計画の案に既に記載済みのもの
- B：対応（反映）する → 文章の修正、記述の追加など市町村整備計画に反映させたもの
- C：事業対応（検討） → 今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの
- D：対応（反映）困難 → 諸般の事情により対応が困難なもの
- E：その他の → 情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの